

### 下関駅から中央霊園行き バス時刻表(3月18日～21日)

発車時刻は左表の通りです。

種別	下関駅	東 駅	中央霊園前
臨時便	8:05	8:20	8:54
	8:36	8:51	9:31
	9:20	9:35	10:15
	9:55	10:10	10:49
★	10:45	11:00	11:34
■	10:45	11:04	11:44
臨時便	11:45	12:00	12:34
	12:30	12:45	13:25
臨時便	14:05	14:20	14:54
	15:16	15:31	16:11

### がんばる企業応援セミナー

※臨時便は、3月18日～21日のみ  
 ※★は、3月21日(土)のみ運行  
 ※■印は土・日曜日、祝日が連休  
 ※中央霊園からの発車時刻は、バス停から中央霊園管理事務所まで確認を  
 国保健総務課(☎231-1520)

地域資源の活用と6次産業化・農  
 商工連携推進事業に関するセミナー  
 (無料)を開催します。※セミナー  
 終了後は交流会(要参加費)を開催  
 市内に事業所を有する中小企業・  
 小規模事業者 回3月18日(水)午  
 後3時～7時30分 所春帆楼(阿弥  
 陀寺町) 回▽1部Ⅱ「地域資源」の

活用方法と磨き方 ▽2部Ⅱやま  
 ぐち6次産業化・農商工連携事業  
 の概要 ※詳細は市ホームページ  
 で確認を 回40人(先着順) 回3  
 月10日(火)までに、電話で商工振  
 興課へ。  
 回商工振興課(☎232-7214)

### 霊きゅう自動車運休

市営の霊きゅう自動車は、車検  
 のため3月18日～20日は使用でき  
 ません。  
 回保健総務課(☎231-1520)

### 上下水道局の年度末窓口 (開栓、閉栓、料金支払)

回3月28・29日 午前8時30分～  
 午後5時 所上下水道局1階  
 回上下水道局お客さまサービス課  
 (☎231-3117)

### 山口県よろず支援拠点 による出張相談会

市内に事業所を有する中小企業・  
 小規模事業者の経営相談(販路開拓  
 新商品開発、新分野進出、創業・廃  
 業、IT化など)に各分野の専門家  
 が対応し、早期解決に向けたお手  
 伝いをします。※よろず支援拠点  
 とは、国が全国に設置する経営相  
 談所で、山口県では公益財団法人  
 やまぐち産業振興財団内に設置さ  
 れています  
 回3月11日(水)午前10時～午後4  
 時 所市役所上田中町庁舎2階会

議室 回4事業者(先着順) 回3  
 月10日(火)までに、電話で商工振  
 興課へ。  
 回商工振興課(☎232-7214)

### 水門橋の通行止めについて

回3月2日～19日 午前8時40分～  
 午後4時30分 ※歩行者通行可  
 回道路課(☎231-1442)

### 山口県議会議員一般選挙(下関市 選挙区)・立候補予定者説明会

4月12日(日)に山口県議会議員  
 一般選挙が執行されます。この選  
 挙への立候補を予定している方を  
 対象に、立候補届出書類の記載要  
 領や注意事項などに関する説明会  
 を開催します。立候補に関する届  
 出書なども交付しますので、立候  
 補を予定している方は参加してく  
 ださい。

回山口県議会議員一般選挙への立  
 候補予定者 回3月4日(水)午前  
 9時30分 所市役所本庁舎新館5  
 階大会議室  
 回選挙管理委員会事務局  
 (☎231-2415)

### ボートレース下関3月の 開催日程・イベント

●3月5日～10日Ⅱアフターフ  
 ァイブレース 西京波者結成5周年  
 記念 ●3月14日～19日Ⅱアフター  
 ファイブレース 章駄天王決定戦  
 楽天銀行杯 ●3月28日～4月2

## 資産税課からのお知らせ

### ●土地と家屋の縦覧帳簿が縦覧できます

平成27年度の土地価格等縦覧帳簿と家屋価格等縦覧帳簿が縦覧できます。これは、固定資産税の納税者が、自己の土地や家屋の評価額と、市内の他の土地・家屋の評価額を比較するための制度です。

回市内に所在する土地や家屋の固定資産税の納税者、納税管理人 ※土地のみの所有者は土地のみ、家屋のみの所有者は家屋のみの縦覧 ※代理人の場合は、委任状か代理人選任届が必要  
 回4月1日～30日の午前8時30分～午後5時 ※土・日曜日、祝日を除く 所資産税課、各総合支所市民生活課 回本人確認ができる物(運転免許証など)、印鑑(法人の場合は社印)

### ●固定資産課税台帳の閲覧を求めることができます

平成27年度固定資産課税台帳の閲覧を行います。固定資産課税台帳(土地、家屋、償却資産)には、平成27年1月1日現在の固定資産の所有者が納税義務者として登録されています。台帳の閲覧や、4月に送付される納税通知書の課税明細書で課税状況を確認できます。

回納税義務者 ※代理人(同居の親族を含む)の方や法人で社印を持参できない場合、委任状か代理人選任届が必要

※賃借権その他の使用・収益を目的とする権利(対価が支払われるものに限る)を有する方(借地人など)も、当該権利の目的である土地や家屋の固定資産課税台帳を閲覧することができます。権利関係を示す書面などの持参を 回4月1日～30日の午前8時30分～午後5時 ※土・日曜日、祝日を除く ※支所・公民館での閲覧は午前9時30分～午後4時30分 所資産税課、各総合支所市民生活課、本庁の支所・公民館(期日指定) 回4月1日～30日は、平成27年度分に限り無料 ※5月1日(金)以降は有料 ※複写料は別途必要 回本人確認ができる物(運転免許証など)、印鑑(法人の場合は社印)

### ▶本庁の各支所・公民館での閲覧(4月/土地、家屋)

回内日=1日、小月=2日、吉田=3日、王喜=7日、王司=8日、清末=9日、吉見=10日、川中=16日、彦島=17日、勝山=20日、安岡=21日、長府=22日

回資産税課(☎231-1918)、各総合支所市民生活課 ▽菊川(☎287-4001) ▽豊田(☎766-2953) ▽豊浦(☎772-4012) ▽豊北(☎782-1918)

日IIアフターファイブレース マンスリーBOAT RACE杯  
※場外・外向発売所の発売予定はホームページ(https://www.shimono-seki.gr.jp/)を確認を  
【イベント】▼ふあふあ  
シーボーII回 14・15日  
午前9時50分〜午後4時  
田園入場料100円  
園ポートレース下関(☎246-1161)



**3月1日〜7日は 春季火災予防運動**  
消防局では、火災予防運動期間を中心に、各消防署で消防演習・住宅防火診断・街頭広報などを行い、防火を呼び掛けます。  
自治会などで防火行事を希望する場合は、最寄りの消防署、消防出張所に相談してください。  
【もったいまいかい 火を消すまではまあだよ!】  
園消防局予防課(☎233-9113)



**ハローワーク下関の 学卒部門が移転します!**  
ハローワーク下関(貴船町三丁目)の学卒部門は、4月1日からハローワークプラザ下関内(シーモール下関1階/竹崎町四丁目)に移転します。  
▼学卒部門の主な業務①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺  
① 職業紹介、求人との相談・受け付け  
② 年少者(18歳未満)の方の職業相談・職業紹介  
園ハローワーク下関(☎222-4031 / 部門コード42#)

**3月の献血**  
●4日(水) 11時〜12時  
正午、午後1時15分〜4時 / カモンワーフ  
●15日(日) 11時〜12時、午後1時15分〜4時 / パワータウン 新下関コスパ  
●19日(木) 11時〜12時、午後1時15分〜4時 / 下関市役所  
※全日程400ml献血限定  
園保健総務課(☎231-1426)



軽自動車税は、4月1日現在の所有者に年税として課税されます。  
廃車予定のある方も、4月1日までに廃車手続きをしなければ、平成27年度の軽自動車税が課税されます。自動車リサイクル法に基づいて解体処理をした場合は「引取証明書」の引取日が廃車日とみなされます。  
園資産税課(☎231-918)、各総合支所市民生活課、▼菊川(☎287-4001) ▼豊田(☎766-2953) ▼豊浦(☎772-4012) ▼豊北(☎782-1918)



## 市税の納め忘れはないですか？



市税は市の重要な財源です。納められた市税は、市民の皆さんの生活環境や福祉の向上に役立てられています。納め忘れのないよう早めの納付を心掛けましょう。  
園納税課(☎231-1170) 収納対策室(☎772-4010)

**どこで納税するの？**  
市内各金融機関、納税課、各総合支所などで納税できます。納税には、手間が省けて納め忘れのない口座振替が便利です。通帳、納税義務者の印鑑、通帳印、納税通知書を持参して、預貯金口座のある金融機関で手続きを。

**夜間や休日に納税したい**  
夜間・休日納税窓口を利用してください。市・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税が納税できます。納期限の4日前から納期限まで、平日は午後5時15分〜8時、休日は午前9時〜午後5時に、市役所本庁舎本館1階ロビーに開設しています。

**滞納するとどうなるの？**  
督促状を送付します。督促状の送付があると、税金に加え、督促手数料100円の納付が必要となります。納期限までに納めた人との税負担の公平性を保つために、延滞金も加算されます。

**延滞金**  
納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、次の割合で計算します。

	平成26年中	平成27年中
延滞金 (納期限の翌日から1カ月以内)	年2.9%	年2.8%
延滞金 (上記の期間後)	年9.2%	年9.1%

**【滞納整理の流れ】**  
滞納が続く場合、税負担の公平性と市税収入を確保するため、滞納処分を実施します。財産(給与・預貯金などの債権、不動産、自動車、動産)を差し押さえ、不動産、自動車、動産は公売などで金銭に換えて滞納市税に充てることもあります。

- ①催告**  
督促状を送付しても納税がない場合、文書などで納税を促します。
- ②差し押さえ**  
催告しても納税がない場合、財産を差し押さえます(下表参照)。差し押さえの際、滞納者の自宅などを捜索することもあります。
- ③公売**  
インターネット公売を導入して積極的な公売に努めています。

**差押 執行状況**

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
債権	3,015件	2,566件	1,860件
不動産	350件	157件	85件
自動車	16件	1件	1件
動産	14件	0件	4件
計	3,395件	2,724件	1,950件

注：平成26年度件数は平成26年12月末現在

**納期限内の納税に協力を**  
市税は納期限内に納めることが原則です。滞納した場合、督促手数料や延滞金が加算され、財産調査(給与照会、預金照会など)や滞納処分を受けることもあります。滞納整理に市税が費やされることによる公共サービスの低下を防ぐためにも、納期限内の納税にご協力を。